



津山市新規学卒者等就職奨励金交付申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所
ふりがな
氏 名 ⑩
電話番号

津山市新規学卒者等就職奨励金交付要綱第6条の規定により、奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請の審査を行うに当たり、以下の事項に相違ないことを確認するとともに、住民登録及び市税の納付の状況その他奨励金の受給資格に係る事項について、本市職員が調査することに同意します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- 津山市新規学卒者等就職奨励金受給資格認定書（写）
- 誓約書
- 住民票の写し（就職の日から1年（当該就職の日以後に1年以内の期間の研修等のため、一時的に本市から転出した者にあつては、1年に当該転出の期間を加えた期間）を経過した日以後に交付されたものに限る。）
- 申請者が市税等を滞納していないことを証する書面
- その他市長が必要と認める書類（ ）

※ ただし、公簿等によって確認できるときは、当該添付書類の提出を省略することができる。

就 業 証 明

上記の者は、常用雇用者として当社に在籍していることを証明します。
併せて、上記の者が、年 月 日から 年 月 日までの期間において、研修等のため一時的に津山市外の_____の事業所に勤務していたことを証明します。

年 月 日

所在地

事業所名

代表者名

⑩

注) 常用雇用者とは、期間の定めのない労働者で、かつ、雇用保険被保険者（一般被保険者に限る。）をいう。

定 住 誓 約 書

年 月 日

津山市長 殿

住 所

ふりがな

氏 名

④

電話番号

津山市新規学卒者等就職奨励金交付要綱に定める制度の趣旨を理解したうえで、奨励金の交付を受けた日から3年以上本市に定住する意思をもって申請します。

また、津山市新規学卒者等就職奨励金交付要綱第9条の規定に基づく返還命令を受けた場合は、交付を受けた奨励金を返還することを誓約します。